



2026年 6月22日
第224号

JR東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一

編集 情宣 担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



公平・公正な過半数代表者選挙に向けて

組織再編による事業本部化に伴い、各事業場における過半数代表者選出の選挙が7月に行われる予定です。これまで横浜地本内を含め様々な箇所で公平・公正とは言えない事象が発生しており、その都度団体交渉を通じて是正を求めてきています。選挙を前に今一度、公平・公正であることをチェックしていきましょう。

使用者（会社）による次のような行為は法令違反です！

①管理者から特定の候補者への投票を 促す言動や行動



②金銭、物品や飲食の無償提供などの 買収行為

会社の研修でテンポラリースタッフを買収!?

「悪人というのは金銭の授受など恩を売ろうとする行為で人脈を拡大しようとする」とは誰のこと!?

川崎統括センター内のテンポラリースタッフを対象とした研修は、2月と3月の2回行われており、2月の研修で「悪人というのは金銭の授受など恩を売ろうとする行為で人脈を拡大しようとする」と講義を受けていました。しかし、2回目の3月の研修では、5,000円を渡され好きな物を買って報告させたり、焼肉をご馳走したり、まるで過半数代表者選出前にした「買収」と言われても仕方がない内容です。しかも、研修を担当しているのは、当時の過半数代表者と次の過半数代表者立候補予定者でした。

買収の「研修」内容

- 5,000円を渡され好きなものを買って、買ったものを報告させられた。
- 研修終了後、焼肉〇〇〇で食事をした。一番高いコースだった。
- 研修について「別にテーマはない」と言われた。
- 前回（2月）の「安全研修」と同じスライドを見せられ、過半数代表者について急押しをされた。



上記の情報はいずれも、これまで横浜地本管内で発生した事象で「使用者の意図を介入させようとした」と疑われる事象です。直接的に「〇〇さんへ投票してください」という言動はもちろん「空気を読んでください」「正しい方に投票してください」など、**使用者の意図を汲むことを暗に示唆する発言**は法令上許されるものではありません。

また、今年1月に秋田地本で発生した管理者支払いによる組合員を除く社員への食事の無償提供、2024年2月に川崎統括センターのテンポラリースタッフ向けの研修で発生した金銭や食事の無償提供（②の情報内容）など**買収と取られかねない行為**も当然法令で禁止されています。

過半数代表者選は私たち労働者が、私たちの代表を選ぶ選挙です

使用者の意向を反映させようとすることは、その趣旨に反する行為であり法令で認められていません。

一方、**私たち労働者が過半数代表者について議論することは何ら問題ありません。**

公平・公正な過半数代表者選で働きやすい職場をつくろう！
何か気がかりなことがあれば各分会、支部、地本までご相談ください